

令和2年第12回東浦町教育委員会定例会会議録

開催日 令和2年12月23日(水)
場所 東浦町役場 第3委員会室

出席者の氏名

教育長	恒川 渉	職務代理者	野田 雅代
委員	杉浦 政代	委員	水野 善久
委員	浅田 謙司		

出席職員の氏名

教育部長	学校教育課長	生涯学習課長	図書館長
スポーツ課長	学校給食センター所長	学校教育課主幹兼指導主事	学校教育課統括課長補佐兼指導主事
学校教育課庶務係長	学校教育課主査		

傍聴者 0名

会議

開会 午前9時30分

- (教育長) 出席者5名を確認し、会議の成立を確認します。
議事に入る前に、日程第6 報告第58号「区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について」を個人情報保護のため、非公開とすることにしたいと考えますがご異議ございませんか。
《全員異議なし》
- (教育長) それでは日程第6 報告第58号「区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について」は非公開とします。

日程第1 令和2年第11回定例会会議録承認

日程第2 教育長報告

(教育長) 令和2年11月・12月の行事報告

日程第3 報告第54号 東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準の一部改正に

ついて

- (教 育 長) 報告第 54 号の説明を求めます。
- (学 校 教 育 課 長) 報告第 54 号「東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準の一部改正について」を説明。
- (教 育 長) 質疑を求めます。
- (委 員) 今後は教育長が名義後援の承認、不承認を決定しますが、報告案件として委員が内容を確認したときに疑義があっても、その意見は反映されないということでしょうか。
- (事 務 局) そうなります。報告時にご意見をいただいた場合は、次回同様の案件があった際に注意させていただきます。
- (委 員) 教育委員の役割というものは、教育委員会を外側から見た、専門でない立場からの意見を述べることだと理解していましたが、次回からしか意見が反映されないということについてはどうお考えなのでしょう。
- (事 務 局) 町の教育行政の条例の中で、教育委員会の事務は、その権限が教育長以下の事務局に委ねられているものと、教育委員に承認をいただいて事務を進めるものとが定められています。もともと名義後援の承認に関する事務は、教育長に委ねられているものを、これまでは教育委員に審議をお願いしていたという現状がございます。そこで、1月からは規定どおりに事務を執り行うこととし、今回の改正に至りました。
- ですが、報告時に問題があるのでは、といった意見があれば、同様の案件や同団体に改善を促してまいります。
- これまで、資料不足により次回の定例会に持ち越しになり、結局チラシ等作成日に間に合わなかったというケースもありました。申請者にスピーディに通知できるというメリットもあります。
- (委 員) もともと教育長が権限をもっていたものを、これまでは意見を求めてくださっていたということですか。
- (事 務 局) そうです。今回の改正に当たり、近隣市町の状況を確認したところ、名義後援申請を議案としているのは、この辺りでは大府市だけということが分かりました。
- (事 務 局) 議事録を見る限り、大府市を除く 4 市 2 町が名義後援を議案とはしていないということでした。
- (事 務 局) 多数が議案とはしていないことが分かりましたので、原点に立ち返って、今後は定例会で議論する内容を考え直す中で、このような結論に至りました。

- (委 員) 分かりました。報告時に出た意見も次回に活かされるということですね。
- (事 務 局) もちろんです。その場合は必要に応じて、承認基準を変更することも有り得ます。
- (事 務 局) 私が判断するというより、担当課の窓口で基準を満たしているかどうかの判断は現在も行っています。受け付ける段階からしっかり対応しています。
- (委 員) ちょうど前回クラウドファンディングを使った新しい事業が議案になり、賛成意見も反対意見も出たところなので、事務局だけで判断されてしまうのはいかがなものかと思いました。
- (事 務 局) 新しいケース等判断に迷うような場合は、基準の第4条第2項にあるように、ご意見をいただくこともあると思います。
- (委 員) 承認された案件は、報告していただけるのですね。
- (事 務 局) はい。半年に一回まとめて報告とします。他市町の例に倣って半年としました。
- (委 員) 以前半田市の教育委員と話した際に、委員会が半日では終わらないとおっしゃっていましたが、どのような内容が議題となっているかご存じですか。
- (事 務 局) おそらく、議会での質問内容や答弁の説明について、ボリュームが大きいと思われれます。
- (事 務 局) 半田市では、議会での質問に対する当局側の答弁を全て報告しています。また、自治体規模も大きいので質問も議員の数も多いために、ボリュームが大きくなっていると思います。議会終了後の定例会でこのような内容を行っているため、1年に4回は長くなるのかもしれませんが。
- 来年からは、本町でも議会の報告をさせていただこうと考えておりますが、半日以上の時間を使うことは想定しておりません。
- (委 員) 教育委員になって、もっと東浦町の学校の現状や教育について活発に意見を交わすところができたらと考えていたので、名義後援の申請が大半を占めていた定例会はもったいないと考えていました。なので、このように変わることは歓迎します。
- (委 員) 名義後援の報告について半年に一度というのは気になります。地域の方が後援申請したという話を半年後でしか知り得ないというのは教育委員としてどうなのかと思います。また、その半年分の1回がすごい量になると考えられます。
- (事 務 局) では議会報告の月の合間に年4回ということではいかがでし

- ようか。量の平準化も図れます。
- (委 員) 地域のボランティア団体が名義後援申請した事業を「知らないの？」と言われてしまうのも困りますのでそうしてください。
- (事 務 局) 議会での質問や答弁などをお伝えしていなかったことも同じことが言えます。教育委員が議会の内容を知らされていないことも問題であったと思います。
- (教 育 長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

- 日程第4 報告第55号 東浦町教育委員会名義後援について（東浦フィルハーモニー管弦楽団 クリスマスコンサート）
- 報告第56号 東浦町教育委員会名義後援について（ユースホテル協会 2021年春休み体験教室）

- (教 育 長) 報告第55号及び報告第56号の一括説明を求めます。
- (生涯学習課長) 報告第55号「東浦町教育委員会名義後援について（東浦フィルハーモニー管弦楽団 クリスマスコンサート）」及び報告第56号「東浦町教育委員会名義後援について（ユースホテル協会 2021年春休み体験教室）」を説明。
- (教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

- 日程第5 報告第57号 東浦町教育委員会名義後援実施報告書について

- (教 育 長) 報告第57号の説明を求めます。
- (学校教育課長) 報告第57号「東浦町教育委員会名義後援実施報告書について」を説明。
- (教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

- 日程第6 報告第58号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について（非公開）

閉 会 午前10時25分

その他 中央図書館に指定管理者制度を導入することについて

- (図 書 館 長) 「中央図書館に指定管理者制度を導入することについて」を説明。
- (委 員) 指定管理業者には町からの委託料が支払われるということですが、その契約期間はどのくらいになるのですか。
- (事 務 局) 3年から5年で設定できます。
- (事 務 局) 他市町の状況を見ていると、指定管理を導入後、安定している場合は大体5年ですが、初回は3年にして様子を見ているところが多いようです。
- (委 員) 業者は何者か入札される予定がありますか。
- (事 務 局) 業者からの問い合わせはいくつかいただいております。
- (委 員) 指定管理の業者決定から3ヶ月で移行とありますが、3ヶ月でできるものなのですか。
- (事 務 局) 令和3年度の12月議会での議決を経て業者決定となり、令和4年度からスタートする予定ですが、それまでに仕様のすり合わせ等は行っていきますので、来年度早々から下準備を進めていきます。
- (委 員) 現在図書館で実施されているボランティア団体の活動等はそのまま継続されるのですか。
- (事 務 局) そうです。現在の事業はそのまま継続し、指定管理業者には、それ以上にどんなことができるかを提案していただきます。
- (事 務 局) 子ども読書活動推進で、図書館のマスコットキャラクターよむらびも各小中学校で浸透していることから、継続していくということになります。
- (委 員) (経験を積んだ正規職員が異動してしまうことについて)数年前事業仕分けで議題になった際も、正規職員よりも臨時職員の方が知識を持っていると感じました。専門家に任せることも良いのではないのでしょうか。

会議録作成者 教育委員会事務局

令和2年第12回東浦町教育委員会定例会会議録承認署名

令和3年1月21日(木)

署名

恒川 渉

野田 雅代

杉浦 政代

水野 善久

浅田 謙司